



権利を侵害している「社会のバリア」について考えます

「社会モデル」の視点で考える差別

ねらい

平成28(2016)年4月から障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)が施行され、障がいをも理由とする差別的取扱いの禁止と合理的配慮(必要な変更・調整)の提供が求められるようになりました。

日常生活において、障がいのある人が排除されたり権利を制限されたりする背景には、「社会のバリア」(法律上では「社会的障壁」)があります。

では、何が「社会のバリア」なのでしょう?

このプログラムでは、具体的な場面を通して、なぜ権利侵害が起こっているのか、どうしたら現実にある「社会のバリア」と向き合っていけるのかを、「社会モデル」をキーワードに、他の参加者との対話を通して考え、学んでいきます。

キーワード

「社会モデル」 社会のバリア(社会的障壁) 対話 合理的配慮

シート1(1枚*参加者全員に見えるように拡大します)、シート2(参加者数)

準備物

コラム1・コラム2(参加者数)、ふりかえりシート(参加者数)、模造紙(グループ数)、マーカー(グループに4~5本)、マグネット(グループ数×2~3個程度)、ホワイトボードと専用ペン・イレイザー(黒板でも構いません)

プログラムの流れ

- 5分** 1. はじめの説明・導入 ● このプログラムのねらいの説明や、参加体験型学習への導入を行います。
- 10分** 2. どうやってここに来ましたか? ● 参加者同士が知り合い、その後の学習への参加を促進します。
- 20分** 3. この人はどうして電車に乗れない? ● 具体的な場面から、障がいを「社会モデル」の視点でとらえることを考えます。
- 35分** 4. あなたならどうする? ● 障がいに関わって葛藤を含む場面から、差別的な状況に対してどう行動するかを考えます。
- 20分** 5. こう考えました ● 各グループから考えたことを出し合って共有します。
- 10分** 6. ふりかえり ● これまでの活動をふりかえり、社会モデルの基本的な考え方を再確認し、自分の行動の一步を考えます。

スタート

1 はじめの説明・導入

5分

1) ねらいの説明



まず、私の自己紹介をします。

- 短くファシリテーターの自己紹介をします。

平成28(2016)年4月に障害者差別解消法が施行され、障がいを理由とする差別的取扱いの禁止と、合理的配慮(必要な変更や調整)の提供が求められるようになりました。

日常生活においては、障がいのある人が排除されたり権利を制限されたりしていることがあります。

これまで、障がいのある人に対しては「思いやり」をもって接し「手助けする」ことが大切だ、それこそが「人権を守る」ことだ、と思われてきたのではないのでしょうか。

しかし、「障がい」についての考え方は以前と大きく変わってきています。障がいのある人の権利を守る動きの中で、障がいのある人をめぐるバリアの原因は社会の側にあるのではないかと考えられるようになりました。

今日は、具体的な場面を一緒に考えることで、現実にある「社会のバリア」にどう向き合い、どう行動していくかを考えたいと思います。

- プログラムのねらいを伝えます。

2) 参加体験型学習の説明



そのために、今日は参加体験型学習を進めます。これは、皆さん同士で対話をしたり動いたりしながら、皆さんの中で学び合う学習です。

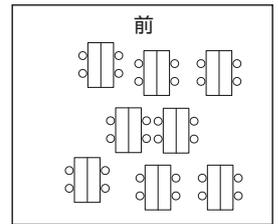
3) ルールの説明



最初に、参加体験型学習を進めるためのルールを確認しておきたいと思います。

- 参加…できる限り参加しましょう。ただし、参加は強制ではありませんので、パスもあります。
- 尊重…相手の話をよく聴きましょう。
- 守秘…この講座で聞いた個人的な話はここだけにします。
- 時間…時間も分け合いながら進めます。

会場設営の例



- ・会場設営：4～5人のグループ
- ・テーブルを2台合わせて、周囲にイスを置いてグループを作ります。

- ・あまり時間をかけずに簡単に説明します。

2 どうやってここに来ましたか？

10分

1) 説明



今から、簡単な交流をします。

今日はどうやってここに来ましたか？ 電車、バス、自転車、徒歩など、いろいろだと思います。

今から、他の参加者の方たちと、ここまでの交通手段を聞き合ってください。

まず、どなたかとペアになって、じゃんけんをしてください。勝った方が「今日はどうやってここに来ましたか？」と聞きます。聞かれた方は「バスで来ました」など、交通手段を答えます。次に、聞いた方が自分の交通手段を伝えます。同じだったら、笑顔で顔を見合わせましょう。

ペアを変えて5人と聞き合ったら、自分の席に座ってください。

2) 交流の実施



それではペアになってください。

●全員がペアになったことを確認します。

それではじゃんけんをして、聞き合ってください。ペアを変えて5分程度で5人の方と聞き合ってください。

●じゃんけんをして、会場までの交通手段を聞き合います。

はい、5分たちました。

3) 感想の共有



どんなことを感じましたか？1~2人に感想をお聞きし、みんなで共有したいと思います。

●参加者に感想を聞きます。

予想される答え

「意外と電車で来てる人が多かった」

「けっこう遠くから来てる人がいてびっくりした」など

・ペアになるのをとまどっている人がいる場合、「交替していくのでまずは近くの人とペアになりましょう」などと声をかけてください。

・途中から、座る人が出てきます。全員が座ったら、5分たっていないくても終了します。

・聞き合う中で、駅名など本来の質問の答えでないことが話されることも予想されますが、それを止める必要はありません(5分程度で5人と交流するという枠をはめているので、長話にはならないと思われます)。

・参加者のほとんどが同じ交通手段となるような会場で実施する場合などは、「好きな乗り物は何ですか？」などに変更することもできます。

3 この人はどうして電車に乗れない?

20分

1) どうして電車に乗れないの? (3分)



みなさんにここまでの交通手段を聞き合っていました。その交通手段から、障がいの「社会モデル」について考えていきたいと思えます。

- 「社会モデル」と板書します。

この絵には車いす利用者と電車が描かれています。この人は、このままでは電車に乗ることができません。では、「この人はどうして電車に乗れないのか」を考えてみてください。

時間は1分程度です。

- シート1を拡大して掲示します。

2) 発表 (7分)



電車に乗れない理由について、共有の時間をとりたいと思えます。2~3人から発表してもらいます。挙手でお願いします。他にありますか…。

- 発表の例
 - ・足が不自由だから
 - ・自分で歩くことができないから
 - ・助けてくれる人がいないから
 - ・階段があるから
 - ・エレベーターがないから

3) 「社会モデル」の説明 (10分)



車いす利用者が電車に乗れない理由を発表していただきましたが、2つの視点があることに気づきます。

まず、「足が不自由だから」「自分で歩くことができないから」と、本人に理由があるとする視点があります。これだと、本人ががんばってリハビリすべきだということになります。このような視点を、障がいの「医学モデル」といいます。

- 「医学モデル」と板書します。

・「社会モデル」と大きく書いた紙を事前に準備し、ホワイトボードに貼ることもできます。

・場の雰囲気が硬い時には「思い付きでも構いません」など発言がしやすいような言葉がけをすることもできます。また、なかなか発表者が出てこない場合、まず一人を指名して発表してもらい、「別の意見の方はいますか」と数人に聞いていくなどの方法もあります。

・発表の内容が同じようなものであれば、左記の発表の例などを紹介することもできます。

・「医学モデル」と大きく書いた紙を事前に準備し、ホワイトボードに貼ることもできます。

もう一つの視点は、「そもそも駅に階段しかないことが問題ではないか」と考えるものです。車いす利用者の他にも移動が困難な状態の人がいるのに、歩いて階段を上れる人しか使えない駅であることが問題だ、社会環境が整備されていないことに原因がある、という視点です。いわば「社会のバリア」が問題だということです。このような視点を障がいの「社会モデル」と言います。

障がい者をめぐる現実を考える時に、この「医学モデル」と「社会モデル」という視点はとても重要です。

もう一つ例を挙げます。

洋画には字幕がありますが、日本の映画には字幕がないのが普通ですね。聴覚障がいのある人は長年「字幕を付けてほしい」と運動してきましたが、まだ一部の映画館・一部の時間帯でしか字幕付きはありません。聴覚障がいのある人が日本の映画を楽しめないのは、「耳が聞こえないからだ」と考えるのが「医学モデル」、「字幕が用意されていないからだ」と考えるのが「社会モデル」というわけです。

かつては「医学モデル」の考え方が当たり前でした。しかし、世界で障がいのある人の権利を守る動きが広がる中で「社会モデル」の考え方が出てきて、人権問題として「障がい」をとらえる際の基本になりました。こうした中、障害者権利条約ができ、日本でもこの条約を締結するため障害者差別解消法ができました。障害者権利条約も障害者差別解消法も「社会モデル」の考え方に基づいたものです。

35分
経過

4 あなたならどうする？

35分

1) 移動と説明 (5分)



①移動 (グループを作る)

では、次の活動はグループで行いますので、近くの人と4~5人のグループになって座ってください。

- 4~5人のグループで着席できたら、シート2を1人1枚、各グループに模造紙とマーカーを配付します。

②説明

シート2には、障がいに関して具体的な場面が載っています。ケース1はマンションの住人(Aさん)からの相談、ケース2は聴覚障がいのある会社員(Cさん)からの相談、ケース3は発達障がいのある子どもの保護者(Dさん)からの相談です。

3つのケースを読んで、書かれている話し合いのポイントに沿ってグループで話し合ってください。

・グループを作る時は、知り合い同士などで固まらないようにします。

また、コラム1とコラム2をお配りしますので、必要に応じて話し合いの参考にしてください。

- コラム1・2をそれぞれ1人1枚配付します。



出された意見を模造紙に書いてください。意見を一致させる必要はありません。分かれた意見も書いていってください。

後で各グループから発表していただきます。

2) 話し合いと模造紙への記入 (30分)



それでは、話し合った内容を模造紙に書き込んでください。それぞれが自由に書き込んでください。

模造紙は後で全体で共有します。

- 各グループで話し合いと模造紙への記入をしてもらいます。
- ファシリテーターは、各グループを回りながら話し合いの様子をつかみ、補足やアドバイスを行います。
- 残り5分で合図をします。

・余裕があれば、話し合いのポイントを板書しましょう。

・ケースごとの補足や留意点については、36ページファシリテーター用資料を参考にしてください。事前にファシリテーター自身が各ケースについて考える際に読んだり、グループでの話し合いの状況を見ながら適宜紹介するなどしてください。

70分
経過

5 こう考えました

20分

1) 説明 (1分)



では、各グループで話し合ったことを全体で共有していきたいと思えます。

みなさん、自由に他のグループの模造紙を見て回ってください。時間は4分です。

2) 他のグループの模造紙を見る (4分)

- 他のグループの模造紙を見て回ります。

3) 感想を出し合う (15分)

それでは、自分の席に戻ってください。

他のグループの模造紙を見て、同じだったこと、違ったこと、自分のグループにはなかった視点など、いろいろ気付いたことがあったと思います。

他のグループの模造紙を見た感想なども含め、各グループでそれぞれ話し合いをさらに深めてください。

- 各グループで話し合ってもらいます。

・車いす利用者や杖を使用される方など、移動への配慮が必要な方がいる場合は、必要に応じて机を動かしましょう。

6 ふりかえり

10分

1) まとめ



これまでの活動をふりかえり、障がいのある人にとってどんなことがバリアになるのかを考えてみたいと思います。

障がいのある人を「困っているから助けてあげないといけない」と思い込んだり、逆に、「何をするか分からない」として警戒するのではなく、一対一で向き合っただialogを試みてほしいです。

また、バリアの原因は障がいのある人だけではなく社会環境の中にあるという見方をする事です。そうやって初めて気付くことが必ずあります。そのとき、自分自身のものの見方そのものを見直してみるという姿勢があれば、対話がよりスムーズになると思います。

今回は、障がい者を取りまく「社会のバリア」を通じて学習しましたが、社会には他にも様々なバリアがあることに思いをはせていただければと思います。

どんな人権問題にも共通することですが、自分の見方だけでなく、当事者の視点に立ってみることも必要です。当事者の社会への働きかけにはどんな願いや思いがあるのかなどにも思いをはせ、自分の見方や考え方を今一度ふりかえってみたいものです。

2) ふりかえり



ふりかえりシートを配付します。

活動をふりかえって、お書きください。時間は3分程度ですので、書ける範囲でお書きください。

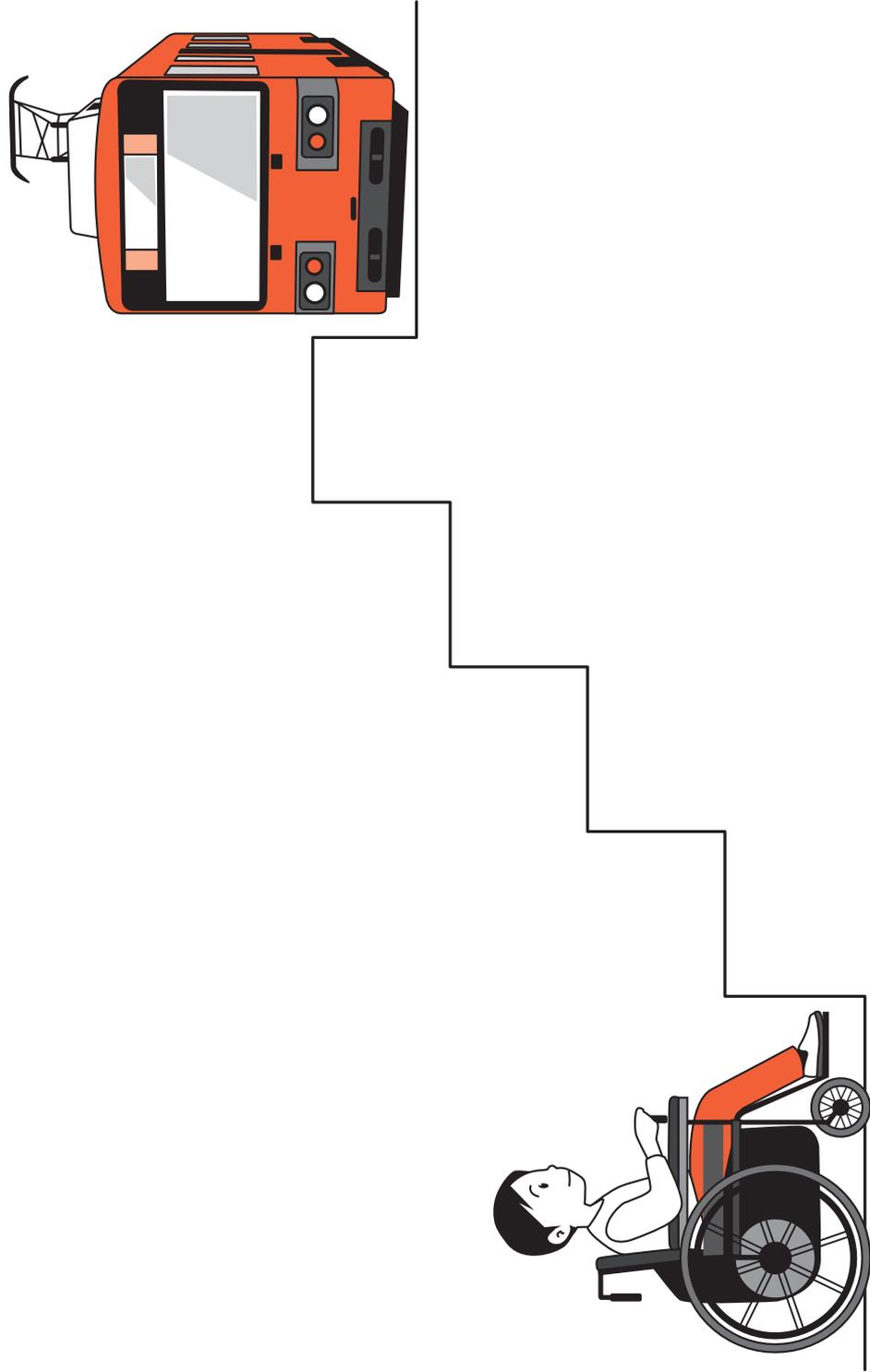
後で回収させていただきます。

- ふりかえりシートに記入してもらいます。
- ふりかえりシートを回収します。

- ・ファシリテーターの体験なども加えて話すこともできます。
- ・例えば、視覚障がい（弱視）のある人は、街で知らない人から（おそらく善意で）勝手に白杖を引っ張られると困惑してしまうそうです。また、スマートフォンを文字拡大して見ていたら、「障がい者のふりをしている」と誤解されることもあるそうです。思込みで接するのではなく、相手の意思を確認する姿勢が大事です。（この場合、「弱視」への無理解がバリアになっています。）

- ・ふりかえりシートは、ファシリテーターが独自で用意する以外は、47ページを参照してください。

車いす利用者と電車



あなたならどうする？

ケース1 マンションの住人（Aさん）からの相談

マンションの二階で暮らしているのですが、真上の部屋がうるさいんです。

毎日ではないんですが、ドタバタと暴れたり夜中に叫んだり。

耐えかねて管理会社から注意してもらったのですが、一向に収まりません。そのうち、真上の部屋の人（Bさん）の「支援者」なる人が訪ねて来ました。

「お騒がせしてすみません。ただ、Bさんは知的障がいがあって、興奮して暴れたり、叫んでしまうことがあるんです。

住める所がなかなか見つからず苦労してきて、やっとここで生活できてるんです。

街にも慣れてきているし、他に住める所もないんです。どうか理解してやってください。」とのこと。

でもなあ…「静かに暮らせないなら、どこかに引っ越してほしい」と思ってしまうのは差別なんではしょうか？

■ 話し合いのポイント

- Bさんについての情報は限られていますが、いろいろ想像して、話し合ってください。Aさんの悩みを解決するためにどんなことができるのでしょうか。

ケース2 会社員（Cさん）からの相談（手話通訳を伴って来訪）

私は今の会社で10年間働いてきました。聴覚障がいがあり、現在は全く聞こえません。職場では簡単な手話や筆談でコミュニケーションをとっていますが、必要な時には外部の手話通訳を頼んでいます。

今度大切な会議があるので、会議のための手話通訳を頼もうとしたら、上司から止められました。

「社内の機密事項を扱う会議だから、社外の人間を入れることはできない。手話通訳も入れられない。Cさんにはその都度ポイントを書いて渡すから。」と、上司は言います。

でも、放っておかれて会話から取り残されることが、これまで何度もありました。あきらめないといけないんでしょうか。

■ 話し合いのポイント

- Cさんの悩みをどう解決するか。職場のあり方を含めいろんな角度から意見を出し合ってください。

ケース3 発達障がいのある子どもの保護者（Dさん）からの相談

私には小学2年生の子どもがいます。小さいころから落ち着きがなく、言葉はしゃべれるけれど偏りがありました。5歳の時に、相談機関のお医者さんから「発達障がいの可能性が高い。様子を見ましょう。」と言われました。地元の学校を選んだのは、多くのお友達の中でもまねながら育ててほしいと思ったからです。

うちの子は学校が嫌いではありませんが、友達を作ることは苦手です。先日、同じクラスの子の定規に興味を持って、手に取ろうとしてけんかになり、その子を叩いてしまいました。当人同士は仲直りをしましたが、後日、その子の親御さんが学校に苦情を言いに来られました。

その子には本当に申し訳なく思います。でもうちの子は衝動を止められない…これは発達障がいの特性だから理解してほしいと思うのですが、入学してからは謝ってばかりです。

それに、うちの子がクラスにいることが「問題」だと思われるようで、つらいです。担任の先生に、「うちの子の障がいの特性を、分かりやすく全員に説明してください。」と伝えたのですが、先生は困った顔をしていました。

どうやら、一部の保護者が私のことを「うるさい親」だと言っているようで、孤立しているように感じています。また、先生にも分かってもらえていないように感じて悲しいです。どうしたらいいのでしょうか？

■話し合いのポイント

- 学校としてDさん（とその子ども）にどんな対応ができるか、また、他の保護者やDさんの友人などの立場からどんなことができるか、考えてみてください。

■共通の話し合いのポイント

- ①誰が困っているか、何が問題だと思うか。
- ②誰の、どんな権利がおびやかされていると思うか。

■【ファシリテーター用資料】

事前にファシリテーター自身が各ケースについて考える際に参考にしてください。また、グループでの話し合いの状況に応じて紹介しましょう。

■ケース1

- Aさんが困っているのは明らかであり、落ち着いた生活がおびやかされていると言えます。ただ、話し合いの中では、障がいのあるBさんもまた現在の生活を維持することがおびやかされているところまで話し合いを深めましょう。
- 話し合いの中で、「壁や床に防音対策をほどこす」、「どちらかが引っ越す」などの意見が出てくることが予想されます。
- AさんがBさん側（Bさん、支援者）と出会っていない時は、「迷惑」「不安」といった感情が募^つっていることに注意しましょう。また、「障がいがある人だと文句を言いにくいのか？」という理不尽な思いも抱いています。
- Bさんと出会い、Bさんの人となりや暮らしぶりを知ることで、その行動がどうして起こるのかが分かれば、騒音自体はなくならなくても、Aさんの騒音に対する感覚（気になるかならないか、迷惑と感じるかどうか）は変化する可能性があります。

■ケース2

- Cさんは必要な情報を得られないことで疎外感を抱いています。また、安心して働き続けることにも不安を抱えています。
- 上司も困っている可能性があります。
- 話し合いの中では、Cさんにとって手話通訳がどれほど必要なのか、「機密事項を扱う会議だから」というのが通訳を頼まない理由として正当だと言えるのか、「筆談するから」という約束がかつて守られなかった点に注目してほしいと思います。
- 「社内で通訳ができる人を育てる」「音声を文字化する機械などを使う」「パソコンで要約筆記をする」などの具体的な情報保障の方法が話し合いの中から出てくることも予想されます。

■ケース3

- Dさん、子ども、先生、子どもの同級生、その保護者など、様々な人が様々に「困っている」可能性があります。
- Dさんは子どものことを理解してほしいと願っていますが、「自分が責められている」というストレスを強く感じています。子ども自身はどうしてほしいのか、先生はどう考えているか、周りの子どもはどう感じているか、このシートには詳しく書かれていませんが、想像して話し合ってみましょう。
- 話し合いの中で、Dさんのしんどい気持ちに寄り添いつつも、どうしたら孤立感を軽減できるのか、先生と十分話し合うこと、他の保護者の前で思いを話す場を作ることなど、できることを考えてみましょう。
- Dさんは先生から子どもの同級生に「障がいの特性」を説明してもらうことにこだわっていますが、それが答えになるとは限りません。先生は、何でも「障がいの特性」と結び付けることが逆にレッテルを貼ることになるのを恐れて、あえて説明をしていない可能性もあります。Dさんの子どもの行動の原因を探り、叩いてしまうなどの行為には現場で対処しながらも「障がいがあるからこうするのだ」と決め付けることなく、クラスの一人ひとりが「個性や違いを認め合う」ようになることをめざしているのかもしれない。

松波めぐみ (大阪市立大学 他 非常勤講師)

「あなたは地域で暮らせていますか？」 こう聞かれたらどう答えますか。「は？」と戸惑ってしまうのではないのでしょうか。当たり前すぎて、これが「権利」だなんて思えないでしょう。

障害の重い人は、かつて、親元で面倒を見てもらいながら暮らすか施設に入所するしかないとされていました。多くの施設が郊外に作られましたが、それは本人よりも家族、そして世間の要望によるものでした。施設ではその人らしい自由な生活を送れず、多様な人と出会いながら社会参加する機会も奪われます。また、閉鎖的な環境で虐待も起こりやすいことが指摘され、「施設から地域へ」というスローガンが世界中で唱えられ、大きな流れとなりました。日本でも広がった「ノーマライゼーション」という言葉は、施設での集団生活は「普通の(ノーマルな)生活」とは言えないという考えから発展してきた、福祉の理念です。具体的には、誰もが地域で普通の(ノーマルな)暮らしができるように社会を変えていくという意味です。

介護や支援が必要でも、地域にある普通の一軒家、アパート、マンション、グループホームなどで暮らせるようにという取組が長年にわたって続けられ、福祉サービスのあり方も変わってきました。

障害者権利条約の第 19 条では、誰でも地域の中で自立した生活を営む権利があることが明記されています。「地域で暮らす」というごく当たり前のことが明記されなければならないぐらい、障害のある人は「地域で暮らす」権利が簡単に奪われてきたのです。

身体障害のある人の地域での自立生活(ヘルパーなどの支援を得ながらアパートなどで暮らすこと)は相当広がってきましたが、それでも、ケース1で見たような、知的障害のある人が家族と一緒にではなく一人で暮らすことは、まだまだ一般的ではありません。知的障害があってもコミュニケーションに支援が必要な人にも、「施設しかない」「グループホームしかない」ではなく、障害のない人と同様に自分の希望に応じて住む場所を選ぶ権利があります。

たとえ知的障害があっても、重複障害があっても、その人らしく暮らせるような仕組みを作り、そして、障害のある人が地域で暮らすことを当たり前と思えるように市民全体の理解が深まっていくことが求められます。

松波めぐみ（大阪市立大学 他 非常勤講師）

障害者差別解消法は、ごくごく簡単に言えば、障害のある人が生活していく上で直面する様々な「社会のバリア」を少しずつでもなくしていき、誰も排除されない共生できる社会を作るための法律です。

この法律では、市民の間での差別的な出来事は対象になりません。差別してはならない主体は国・地方自治体・事業者（企業やお店）です。

「差別」には大きく2種類あって、『障害を理由とした**不当な差別的取扱い**』と『**合理的配慮を提供しないこと**』です。

1つ目は、端的に言えば「車いすの人は入店お断り」、「障害者には部屋を貸しません」というような、分かりやすい差別です。

2つ目は、ちょっと分かりにくいのですが、「合理的配慮（障害のある人が社会で生きていく中でのバリアを取り除くのに必要な変更・調整）」を障害のある人が求めているのにやらないこと。例えば、車いす利用者が段差の前で困っているときにスロープを出す、手伝うなどのことをやらない、聴覚障害のある人が筆談を求めても無視するといったことです。これも「差別」だと認められるようになったのです。なお、「合理的配慮の提供」は、国や地方自治体には義務ですが、事業者には今のところ努力義務です。でも「努力義務だからしなくてもいい」ということではありません。法律の考え方を社会に浸透させていく中で、いずれ義務にされるだろうとされています。

「合理的配慮」は、「配慮」という言葉に引きずられてしまって誤解されやすいのですが、思いやりとはちょっと違います。「社会モデル」の考え方に基づいて、障害のある人が困っているのは社会環境に原因があると考えて、そのバリアになるものを取り除くために具体的に行動することが、「合理的配慮」の意味なのです。

これまで、障害のない人が当たり前に行えることが、障害のある人は拒否されたり排除されたりしてきました（飲食店で食事する、スポーツクラブに入会する、ツアーに参加するなど）。そうしたことがないように、ソフト面・ハード面とも、障害のある人が「バリアを取り除いてほしい」と言いやすいように、「合理的配慮」という概念が導入されたのです。障害のある人にとっては、あきらめたり泣き寝入りせざるを得なかった場面でも、法律ができたことによって、たとえ一人であっても「この講座に参加したい／ここでご飯を食べたい、合理的配慮をしてほしい」と言えるようになったのです。

公共施設であれ一般のお店であれ、障害のある人から「こうしてほしい」（筆談してほしい、読み上げてほしい、段差があるので手伝ってほしいなど）と求められたら、きちんと対話をして、できるだけのことをしなくてはならなくなりました。これは特別扱いではなく、障害のない人と同様の権利を享受できるように社会環境を変えていこうという意味です。

注意してもらいたいのは、「何か求めてきたら全部しなければならない」というものではありません。負担が重すぎる場合は、きちんと対話して、お互いが納得することが必要になります。逆に、対話する中でちょうどいい「落とし所」が見つかることもあります。

障害のある人とない人との対話を活発にしていくことが、バリアの除去や相互理解につながっていくのです。